

至急・重要

事務連絡
令和6年9月2日

各地域薬剤師会会长様

公益社団法人静岡県薬剤師会
副会長 鈴木 孝一郎

特定薬剤管理指導加算1の「イ」算定について

標題の件に関しまして、既に「保険薬局業務指針2024年版」の(P.724)「③特定薬剤管理指導加算1について」において、「(2)「イ」については、新たに当該医薬品が処方された場合に限り、算定することができる」と示されており、更に同業務指針の(P.783)「疑義解釈(問17)」より「①患者としては継続している医薬品ではあるが、当該薬局において初めて患者の処方を受け付けた場合」、また「②同一成分の異なる銘柄の医薬品に変更された場合」(先発品から後発品、あるいはその逆のケース、後発品の銘柄変更等)においては、特定薬剤管理指導加算1の「イ」10点を算定できません。6月の調剤報酬改定以降、算定要件を満たしていないにもかかわらず算定している薬局があるとの情報がございました。

審査機関は6月分のレセプト審査より、対象薬局に対して算定理由確認のため、電話連絡をされたそうですが、7月審査分においても算定間違いが散見されたようです。

つきましては、算定要件についてしっかりと理解し、正しく請求をおこなっていただくよう、貴会会員への周知徹底をお願いいたします。

担当：静岡県薬剤師会事務局；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp